

里山林活性化による多面的機能発揮対策 アドバイザー制度の御紹介

活動組織としての悩み・課題



モニタリング調査や安全講習のレベルをもう少し上げたいけど、何をすればいいんだろう…



伐採も含む森林整備に取り組みたいけど、具体的にはどうすればよいだろう…



木材や竹材の活用が要件になったけど、何か良い活用の仕方はないかな…

お悩みや課題の解決に、
アドバイザー制度
を御活用ください！



アドバイザー制度は、里山林活性化による多面的機能発揮対策の活動に取り組む活動組織の課題解決に向け、指導・助言を行う有識者を地域協議会が選定し、派遣する制度です。

※ アドバイザー派遣にかかる旅費・謝金は地域協議会が負担します。

対応可能な専門分野

- ① 森林施業(目標設定やモニタリング調査等を含む)
- ② 侵入竹の伐採・除去・利活用(目標設定やモニタリング調査等を含む)
- ③ 森林資源の活用(木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木等)(目標設定やモニタリング調査等を含む)
- ④ 森林生態、植生(希少植物の保護を含む)
- ⑤ 関係人口(他地域との交流・連携、活動内容の調整、交流・連携環境の整備等)
- ⑥ 組織づくり(資金調達、企業連携、CSR、情報発信等)
- ⑦ 安全管理(森林整備、林業機械の使用等に係る安全指導等)
- ⑧ その他森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動の推進に関するもの

→裏面の「活用の流れ」も御覧ください

活用の流れ

①活用の相談

活動に当たり技術的・専門的な指導・助言を受けたい旨を地域協議会に相談します。

②アドバイザーへの依頼・調整

相談を受けた地域協議会にて、御希望を確認した上で、アドバイザーの専門分野・対応可能地域等を考慮してアドバイザーを選定。受ける指導・助言の内容や形態等を調整します^(注1)。

③指導・助言

②で調整した内容・形態等で指導・助言を受けます。なお、活動組織側でやむを得ない事情があり変更を必要とする場合は、直ちに地域協議会に連絡します。

④受講報告

指導・助言を受講後、活動組織から地域協議会へ「受講報告」を提出します。



【活用の流れ(イメージ)】

(注1) 本制度は、林野庁から各地域協議会に配分された里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の予算額の範囲内で、地域協議会が調整して実施します。予算等の状況により年間のアドバイザー派遣の回数に限りがありますので御注意ください。

(注2) 本制度を活用した指導・助言により生じた調整、トラブル等に係る責任は、活動組織、アドバイザー、地域協議会に帰属するものとします。

お問い合わせ先

木の国協議会 ☎073-499-4762 ✉wenet@wenet.info

〒641-0014和歌山市毛見996-2 NPO法人わかやま環境ネットワーク内